

53全国高校総合体育大会を成功させよう!!

教育相談の御案内

福島県教育センター

幼児・児童・生徒のいろいろな問題について、臨床心理学や医学面からの相談助言・矯正指導を行っています。次の1・2について、相談を希望されるかたは、下記に申し込んで下さい。

〒960-01 福島市瀬上町字五月町16 福島県教育センター教育相談部
TEL (0245) 53-3141 (内線27~28)

1. 相談内容は次のようになっております。

- (イ) 知能や学業に関する事。 (ロ) 性格や行動に関する事。
- (イ) 進路や適性に関する事。 (ニ) 身体や神経に関する事。
- (ハ) 子供の教育一般に関する事。

2. 相談の申し込み方法

相談の申し込みは予約制となっております。相談したい内容を、電話あるいは書信で申し出て、面接日の指定をうけて下さい。

- 昭和52年度の相談延べ件数は、下表のとおりです。

区分	幼児	小	中	高	一般	教員	計
件数	242	306	244	128	10	132	1,062

3. 登校拒否について

- 登校拒否児童・生徒（怠学とは違う）の来談が、増加の傾向にあります。家庭における登校拒否児童・生徒の取り扱いは、次の(1)~(9)を参考にして下さい。

- (1) 特に重症の場合は、登校させるためのしげきをいっさいやめること。
 - ・「ガッコウ」の「ガ」の字も言ってはならない。 ・言う前に、一呼吸おいて、登校のしげきにつながるかどうか、考え直してみる。
- (2) 子供の生活いっさいを、子供にまかせること。
 - ・朝は起こさない。 ・食事にも誘わない。 ・夜の就寝時間も指示しない。
 - ・入浴にも誘わない。 ・「散髪しろ」と言わない。 ・衣類を着替えるように指示しない。 ・「洗たく物を出しなさい」と言わない。 ・子供の部屋が散乱していてもだままっている。 ・テレビやマンガ本ばかり見ても注意しない。
- (3) 子供への奉仕は、食事・洗たくのみにとどめること。
- (4) 暴力に対しては「忍」の一字を守ること。
- (5) 怠惰な状態のときでも、じっとがまんして待つこと。
- (6) 良いことや、きまりが守られたときは、感情をこめて、ほめること。
- (7) 小づかいや品物は日をきめて与え、せがまれても、子供のいいなりに与えないこと。
- (8) 友達と学校をぬきにした遊びが最良の薬と考え、友達とよく遊ばせること。
- (9) 学校との連絡をたやさないようにすること。(子供のいる前で学校へ電話をかけないこと)

- 重症にならないうちに、教育センターの方に相談して下さい。

未来をひらく 県民のための生がい教育